

会員サイト公開用 役員活動報告書

名 前	長谷川 大悟
担当業務	理事会、重点諮問委員会 EPOC 検討委員会、代議員ネットワーク検討部会、日本災害リハビリテーション支援協会会議、日本理学療法士連盟研修会、土会支援対策検討部会、前記に附帯又は関連する調査・調整等

内 容			
日 付	他団体	会議名	場所
1 月 6 日		賛助会員懇談会	ベルサール六本木
1 月 6 日		第 8 回理事会	日本理学療法士協会会館
1 月 21 日		第 5 回理学療法士版 EPOC 検討委員会	日本理学療法士協会会館
1 月 26 日		第 3 回代議員ネットワーク検討部会	オンライン
1 月 30 日		第 7 回業務執行理事会傍聴	オンライン
2 月 4 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
2 月 9 日	○	日本理学療法士連盟研修会・懇親会	TKP 赤坂センター
2 月 11 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
2 月 15 日		第 6 回理学療法士版 EPOC 検討委員会	オンライン
2 月 18 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
2 月 20 日		第 8 回業務執行理事会傍聴	オンライン
2 月 25 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
3 月 1 日		第 4 回代議員ネットワーク検討部会	オンライン
3 月 2 日		第 9 回理事会	オンライン
3 月 3 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
3 月 10 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
3 月 17 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
3 月 24 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
3 月 26 日		第 9 回業務執行理事会傍聴	オンライン
3 月 31 日	○	日本災害リハビリテーション支援協会報告会	オンライン
所感	【重点諮問委員会（理学療法士版 EPOC 検討委員会）】 委員長として、年度内 6 回の会議および関係各所へのヒアリングを行い、会長および理事会へ答申書を提出した。 現在の理学療法士教育はコアカリキュラムや指定規則等で指針が示されているが、卒前と卒後での経験や評価をシームレスにつなげて記録をしていくツールは乏しく、これらを一元管理できる仕組みが必要である。すでに医師が運用しているオンライン臨床評価システム EPOC を、理学療法士に応用できるか否か導入の可能性をゼロベースで検討した。オンライン評価システムを活用することの是非については更なる検証が必要であるが、今後有識者を拡充した上で常設委員会を設置し、未来の教育制度に貢献できるよう引き続き、尽力する。 【代議員ネットワーク検討部会】 部会長として、年度内 4 回の会議を開催し、報告書を取り纏めた上で会長および		

	理事会へ提出した。次年度は、全国代議員との意見交換会などでより多くの意見を集約し、組織強化へと繋がるよう尽力する。 【日本災害リハビリテーション支援協会報告会】 JRAT 会議に出席し、情報収集に努めた。自身も 1 月末～2 月初旬にかけて現地被災地支援に入り、地方 JRAT 役員としての責務と連動した被災地支援を行った。 災害支援とくに 2 次災害における生活不活発病等予防さらには平時の生活に戻す流れにおいて、理学療法士の知見は非常に重要であるが、地域防災計画や災害救助法などに、生活を支える医療であるリハビリテーションおよび、実施者である理学療法士等リハビリテーション専門職の記載がない。さらには、地方によっては行政との災害協定を締結していない事で有事の際に課題が生じるものと予想される。これら災害時におけるリハビリ支援体制整備について制度の見直しあるいは行政との協定締結に向けて活動を継続していく所存である。 【日本理学療法士連盟研修会および懇親会】 時代に沿った制度にするためには政治との結びつきは非常に重要である。これら研修会を通じて知見を集積し、理事会等の場で現場に即した実行可能な議論展開をすべく積極的に参加している。協会では担えない政治的な活動については、連盟の活動を十分に理解した上で、政策実現に向け職務遂行にあたることが肝要であり、もって現場の意見を議論の俎上に挙げるべき行動をこれからも取りたいと考える。 【業務執行理事会傍聴】 理事会での建設的な意見を出す基として、協会の業務執行状況などをリアルタイムに把握するため、毎回必ず傍聴し内容理解に努めている。根拠なき発言は不毛な議論となりかねない。現場に即した会員にとってのメリットにつながるよう、理事としての職責を全するには傍聴は欠かせないと考えている。 【理事会】 第 8 回理事会では、総会前日に開催される代議員研修会について、会期は総会前日でなくても別日の検討もすべきであること、代議員に特化した内容となるようあるいは業務執行理事から事業説明、コーポレートガバナンス、代議員の職責などを伝える場としても検討いただきたい旨を意見として述べた。また、代議員選挙においては、その手続き方法は詳細に明記されているが代議員の役割については、明記されていない。代議員は総会に出席し、議決権を行使することが最たる職務であり、理事の選任権や会員の除名、定款の変更など法人運営の最終決定権をもつ重要な立場である。それら役割を公示の際や委嘱状発行の際に周知することや周知ポスターや動画配信、ホームページに記載することを意見として述べた。 第 9 回理事会では、特定資産取扱規定の改正案（特に会員管理システム更新積立金）について、保守はすべて業務委託とした場合、見積もりは 1 社だけではなく、複数社から相見積もりや意見などを取るべきであり、業者の言い値になることは避けなければならないため、SE の人事や業務の内製化や外部委託した時の懸念をしっかりと検証するよう意見を述べた。また、指定規則等改正に向けた本会の基本方針（案）について、今回の改正案で「予防」という文言が追加されたが、理学療法士及び作業療法士法第 2 条に「理学療法」とは身体に「障害のある者」に対し・・・と、書かれている。「障害のおそれのある者」とは書かれていないので、予防に関して、時代に合った法改正も含めて戦略的に議論していただきたい旨を発言した。 理事会では机上の空論ではなく、いかに現実的で実行可能な提案が出来るか、会員や業界全体にとってプラスとなるよう常に考え、行動と発言に留意していきたいと考える。 その他、前期に関連する各種会議において、事前調査および調整等を行った。
報告日	2024 年 5 月 10 日

※「他団体」に○がついている項目は、本会役員として他団体に関与しているものです。